

子育てをしながら働きたい派遣社員の皆様も 産休・育休を取得できます！

「3ヵ月更新だから」「派遣先が変わったから」等で産休・育休を取得できないと思っていませんか？派遣社員も要件を満たせば、産休・育休を取得することができます。詳しくは派遣会社にお気軽にお問合せください。また妊娠・出産・育児などを理由とする雇止め等は禁止されています。



産休について

雇用形態にかかわらず
取得が可能です

産休開始日まで雇用契約が
継続していますか？

産休休業

出産予定日の6週間前から
請求すれば取得できます。

産後休業

出産の翌日から原則として
8週間は就業できません。

育休について

2017年10月1日から

一定の要件を満たすことで取得が可能です

- 1 同一の派遣会社に引き続き一年以上雇用されていますか？
- 2 子の1歳6ヵ月の誕生日の前日までに労働契約の期間が満了すること(契約更新がない)が未確定ですか？
※労働契約が満了(更新)するかしないかわからない場合は取得することができます。

1・2の要件を全て満たしていれば育休を取得することができます。

子が1歳6ヵ月以降も保育園等に入れれない等の場合、会社に申し出るにより、最長2年まで育休を再延長できます！

産前産後休業中・育児休業中いずれも社会保険料が免除されます